

香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進のため、市町及び自治会等が防犯カメラを設置するにあたり、予算の範囲内において、その設置に要した経費の一部を補助することについて、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防犯カメラ

犯罪の未然防止や地域住民が不安に感じる事案（子ども・女性に対する声掛け事案等）の発生抑止を図るために、主に道路等の不特定多数が利用する公共空間を中心に映すよう固定して設置される画像撮影装置で、画像を記録する機能を有する機器を備えたものをいう。

(2) 自治会等

自治会、町内会、PTAなど地域防犯活動を行う団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たした防犯カメラを設置する事業とする。

(1) 防犯カメラは、香川県内に新たに設置するものであること。

(2) 防犯カメラの設置主体は、市町又は自治会等であること。

(3) 防犯カメラを設置することについて、設置場所の所有者等の同意（当該設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の同意）を得ること。

(4) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要な場合には、当該許可等を受けること。

(5) 申請者が自治会等の場合、申請に係る防犯カメラの設置について市町の同意を得ること。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費は、防犯カメラ（録画装置及び付属品を含む。）及び防犯カメラの設置を示すプレートを購入並びにこれらの設置に要する費用とし、維持管理費や地代及び占用料は含まない。

(2) 補助率は、補助対象経費の1/2以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。（上限は、1台当たり15万円とする。ただし、専用柱を設置する場合は、1台当たり20万円とする。）

(3) 他の交付金や助成金等（以下「助成金等」という。）を受ける場合には、本補助金に助成金等を

加えた額が補助対象経費を超えないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。なお、申請者が自治会等の場合は、市町を通じて知事に申請するものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(交付条件)

第7条 知事は、補助金の交付決定をするときは、申請者に対して次に掲げる事項を補助金の交付の条件として付するものとする。

- (1) 県が定めた防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めること。
 - ア 設置目的
 - イ 設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示
 - ウ 管理責任者等の指定
 - エ 保管場所、保存期間等の画像の管理
 - オ 画像の利用及び提供の制限
 - カ 保守点検
 - キ 問い合わせ、苦情等への対応
- (2) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を設置し、周知を図ること。
- (3) 補助対象事業の内容及び経費の変更（軽微な内容の変更を除く。）、中止又は廃止をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 知事の求めに応じて補助対象事業に係る報告を行い、又は当該補助対象事業に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
- (6) 補助対象事業により取得した財産は、管理責任者が適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図ること。
- (7) 補助対象事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けること。

(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させる場合があること。

(9) 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行い、異常が認められる場合は、必要な措置をとること。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、前条第3号の補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合、補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書（別記様式第4号）に関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(変更等の審査結果通知)

第9条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うなど、申請内容を審査した上、承認又は不承認を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、審査結果通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助金の交付決定した後、事情変更等により特に必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 知事は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定取消・条件変更通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、知事から補助対象事業の遂行の状況について報告を求められたときは、速やかに状況を報告し、指示を受けなければならないものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（別記様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(確認)

第13条 知事は、前条の規定により報告書を受領したときは、設置された防犯カメラが補助対象事業の条件を満たしているか否か確認を行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 知事は、前条の規定により確認をした結果、設置された防犯カメラが補助対象事業の条件を満

たしているときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式第9号）により知事に補助金の交付を請求するものとする。

（情報の提供）

第16条 補助対象事業を実施した者は、警察が行う犯罪捜査等のため、補助対象事業に係る防犯カメラの画像の利用が必要な場合は、画像の提供など、警察活動等に協力するものとする。

（その他）

第17条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

団体の名称
団体の所在地
代表者氏名

香川県防犯カメラ設置補助事業補助金の交付を受けたいので、香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業完了予定日 年 月 日
- 3 防犯カメラ設置台数 台（うち専用柱設置防犯カメラ 台）
- 4 経費積算

総事業費（a）	対象外経費（b）	補助対象経費（c=a-b）	補助金交付申請額（d）

- 5 添付書類
- (1) 見積書の写し

(2) 防犯カメラの設置場所一覧、図面等（設置場所の現況写真、付近見取図を含む。）

(3) 防犯カメラのカタログ等

(4) 事業内容説明書（事業概要、事業計画などが分かる書類）

(5) 自治会等の規約及び役員名簿

(6) 自治会等の意思決定を証する書類（議事録等）

(7) 市町の同意書
- ※(5)から(7)の書類については、自治会等が申請する場合のみ必要

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県知事

年 月 日付けで交付申請のあった香川県防犯カメラ設置補助事業補助金については、下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 県が定めた防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、設置・運用要領を定めること。
- (2) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を設置し、周知を図ること。
- (3) 補助対象事業の内容及び経費の変更（軽微な内容の変更を除く。）、中止又は廃止をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 知事の求めに応じて補助対象事業に係る報告を行い、又は当該補助対象事業に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けること。
- (6) 補助対象事業により取得した財産は、管理責任者が適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図ること。
- (7) 補助対象事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させる場合があること。
- (9) 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行い、異常が認められる場合は、必要な措置をとること。

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県知事 

年 月 日付けで交付申請のあった香川県防犯カメラ設置補助事業補助金については、下記の理由により交付しないこととしたので、通知します。

記

不交付の理由

別記様式第4号（第8条関係）

補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

香川県知事

殿

団体の名称

団体の所在地

代表者の氏名

年 月 日付け く安第 号により交付決定を受けた香川県防犯カメラ
設置補助事業について、香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第8条の規定により、
変更・中止・廃止の承認を申請します。

記

1 変更、中止又は廃止の内容

2 変更、中止又は廃止の理由

審査結果通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県知事

年 月 日付け く安第 号により交付決定した香川県防犯カメラ設置補助事業に係る、年 月 日付け補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書の審査結果について、香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 審査結果

承認 ・ 不承認

2 理由（不承認の場合のみ記載）

別記様式第6号（第10条関係）

補助金交付決定取消・条件変更通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県知事



年 月 日付け く安第 号により交付決定した香川県防犯カメラ設置補助事業について、補助金交付決定の全部取消し・一部取消し・条件変更したので、香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 取消し・条件変更をした内容

2 取消し・条件変更の理由

事業実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

団体の名称

団体の所在地

代表者氏名

年 月 日付け く安第 号で交付決定通知のあった香川県防犯カメラ設置補助事業について、下記のとおり実施したので、香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第12条の規定によりその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業着手年月日 年 月 日

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置に係る領収書の写し又は請求書の写し
- (2) 防犯カメラの設置場所図面（付近見取図含む。）
- (3) 防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、設置表示プレート等の写真）
- (4) 撮影された画像
- (5) 防犯カメラの設置・運用要領
- (6) 設置場所所有者等の同意書
- (7) 法令等に基づく許可を証明する書類（道路占用許可等）

補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県知事 印

年 月 日付で提出のあった事業実績報告書に基づき、下記のとおり交付する補助金の額を確定したので、香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1

補助金確定額

金

円
- 2

交付予定日

補助金交付請求書を受理してから概ね 4 週間後

補助金交付請求書

年 月 日

香川県知事 殿

団体の名称
団体の所在地
代表者の氏名

年 月 日付け く安第 号で補助金額確定通知のあった香川県防犯カメラ設置補助事業補助金について、香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額（補助金確定額） 金 円

2 補助金振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店・支所 出張所
預金種別	普通 当座 その他（ ）		
口座番号			
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		

責任者：
担当者：
連絡先：（ ） —